五　基金造成費（三号に掲げるものを除く。）
(1)　事業運営基金
(2)　施設整備基金
(3)　維持補修基金
(4)　維持運営基金
(5)　一般事務費
六　給付金事業助成費
(1)　原子力立地給付金助成費
(2)　給付金加算等助成費
(3)　一般事務費

（交付金の算定期間、交付期間及び交付限度額）

第四条　発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者が行う前条各号に掲げる措置に要する経費に充てるために交付することができる交付金の算定期間若しくは交付期間は、次条から第十五条までに定める期間とし、交付金の交付限度総額は、次条から第十五条までに定める交付限度額の合計額とする。

第五条　発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
原子力発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点ではこれらの限りでない。）	A	第三条第一項第一号から第三号まで及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）
	B	第三条第一項第一号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。（大規模電源地域地点においては、十二億三千万円）（特に必要と認められる場合は、毎会計年度十億円を限度として加算することができる。ただし、毎会計年度五千万円の交付金の交付を行った場合には、これらの金額から当該加算した金額を減じた金額を合計した金額は重要電源開発地点に指定された後に交付するものとする。）
地熱発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあってはこれらの限りでない。）	C	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号から第十一号まで）	毎会計年度五千万円。
	D	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度五千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあっては、毎会計年度二億五千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が六億五千万円を超えないものとする。）
	E		毎会計年度五千万円。

施設	期間	措置	金額
火力発電施設（沖縄県区域に設置のあつて三十万キロワット以上のものに限る。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点ではこれらの限りでない。）	A	第三条第一項第一号から第三号まで及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号から第三号まで及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度五千万円。
	D	第三条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第十一号まで	毎会計年度五千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつては、毎会計年度二億五千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が六億五千万円を超えないものとする。）
	E		毎会計年度五千万円。
水力発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあってはこれらの限りでない。）	A	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度四千万円。
	D	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度四千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあっては、毎会計年度一億四千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が四億円を超えないものとする。）
	E		毎会計年度四千万円。
混合酸化物燃料加工施設（令第八条第二号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	F	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。
	G	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。
使用済燃料の貯蔵施設	H	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）
	I	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。（ただし、期間Hにおいて特に必要と認められて交付金の加算を行った場合には、当該加算した金額と毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額との合計額が十九億六千万円を超えないものとする。）